

愛媛県政策・事務事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県がその行政活動について行う評価のうち、政策及び事務事業を客観的に評価する政策・事務事業評価（以下「評価」という。）について、内容、手続等を定めることにより、県民ニーズに的確に対応した効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、行政に対する透明性を確保し、開かれた県政を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 特定の行政課題に対応するための行政活動の基本的な方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方針をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。

(評価の対象)

第3条 評価の対象は、第六次愛媛県長期計画等（以下「計画等」という。）に掲げられた政策の実現を目的とする施策及び施策を構成する事務事業であって、総務部長が定めるもの（以下「評価対象の施策・事業」という。）とする。

(評価の時点)

第4条 評価は、次年度当初予算の要求を行う前及び次年度当初予算内示後に実施するものとする。

(評価の主体)

第5条 評価対象の施策・事業を担当する部局（以下「施策・事業担当部局」という。）は、当該施策・事務事業を企画立案し遂行する立場から、評価対象の施策・事業について自ら評価を行うものとする。

(評価の観点)

第6条 評価は、次の観点を基本として行う。

- (1) 施策評価
 - ア 必要性 県が担う必然性があること
 - イ 成果動向 過去の実績と比較した成果の動向
 - ウ 成果向上余地 今後の成果の伸びる余地
- (2) 事務事業評価
 - ア 必要性 県が担う必然性があること
 - イ 有効性 過去の実績と比較した成果の動向及び今後の成果の伸びる余地
 - ウ 効率性 事業費を縮減する余地があることなど

(評価の手法)

第7条 評価に当たっては、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価方法を用いるものとする。

2 定量的な評価が困難又は不適當である場合においては、客観的な情報、データ

及び事実に基づく定性的な評価方法を用いるものとする。

(評価表)

第8条 評価は、毎年度策定する「政策・事務事業評価に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する評価表により行う。

(評価の実施手続)

第9条 施策・事業担当部局は、評価対象の施策・事業の評価を実施して、評価表を作成し、総務部行財政改革局財政課（以下「財政課」という。）に提出する。

2 財政課は、評価の総合性及び客観性を図るため、施策・事業担当部局が評価を行う際に、評価専担組織として適切な助言を行うとともに、前項の規定により提出された評価表について関係課と連携して全庁的な調整を行う。

(第三者からの意見聴取)

第10条 財政課は、評価の厳格な客観性及び公平性を確保するため、必要に応じて学識経験者等から意見を聴取することができる。

(評価結果の反映)

第11条 施策・事業担当部局は、評価の結果を踏まえて、計画等の推進、予算要求等を行うものとする。

(評価結果の公表等)

第12条 評価結果の公表は、評価の実施後速やかに行う。

2 財政課は、評価結果の概要等を作成し、県のホームページに掲載するほか、これらを個別の評価表とともに備え付け、県民の閲覧に供する。

3 公表後の県民からの意見・提言等については、原則として、評価制度及び評価全般に関することは財政課が、個別の評価に関することは施策・事業担当部局が対応する。この場合において、施策・事業担当部局は、対応の概要について財政課に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県行政評価実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。